

広
報



大 里 用 水

平成 3 0 年 5 月 発 行

第 13 号

発行者 〒360-0045 熊谷市宮前町 2 丁目 44 番地

大里用 水 土 地 改 良 区

理 事 長 福 田 征 芳

TEL (048) 521-0433

FAX (048) 521-0441

Email: oosatoyousui@ksf.biglobe.ne.jp

U R L: http://oosatoyousui.jp

改良区の概要 (平成 3 0 年 3 月 3 1 日 現 在)

組合員数: 5,611 人

地 積: 田 2,689 ha・畑 76 ha

改修前

改修後



県費単独土地改良区事業 小泉地区

〔お も な 内 容〕

- 理事長あいさつ
- 役員選挙の結果
- 総代選挙の結果
- 通常総代会議決内容
- 平成 28 年度財務状況の公表
- 平成 29 年度事業の実施状況
- 平成 30 年度歳入歳出予算
- 平成 30 年度事業の概要
- 平成 30 年度賦課金等
- お知らせ

理 事 長 あ い さ つ



福 田 征 芳

組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素から当改良区の運営にあたり格別なるご理解とご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

この度、役員任期満了に伴い役員選挙が執行され、その後開催された互選会により、不肖ながら私が第2代大里用水土地改良区理事長に就任いたしました。微力ではございますがこの4年間、組合員の皆様の期待と信頼に応えられるよう使命感を持って、全力で当改良区の運営に努めてまいりますので、ご支援ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

また、平成30年1月24日をもちまして当改良区の総代の皆様は、4年間の任期を終えることとなりました。総代選挙につきましては公職選挙法に基づき執行され、新たな体制での始まりとなります。役員につきましては、今まで定年制度はございませんでしたが、多くの協議を経て、平成30年度から役員自らが、80歳の定年制をとることによって、理事7名全員と、監事3名の内2名が定年を迎えることとなりました。今回ご勇退されました役員の皆様には、これまでの豊富な知識と経験を活かして当改良区を支え続けてくださったことを心より厚くお礼申し上げます。

大里用水は、今から約四百年前に荒川を堰き止め、用水を得るために6つの堰（奈良堰、玉井堰、大麻生堰、成田堰、御正堰、吉見堰）を設け、荒川から直接取水を開始したのが始まりです。その後幾多の事業により施設の改修が行われ、それまでの間に、奈良堰用水路、玉井堰用水路、大麻生堰用水路、成田堰用水路、御正堰用水路、吉見堰用水路、荒川左岸の7土地改良区が、平成17年12月1日に大里用水土地改良区として合併いたしました。そして現在、組合員数が約5,600人で、受益地は、熊谷市を中心に、深谷市、行田市、鴻巣市の4市にまたがる約2,800haにも及ぶ広い農地を管理しており、米・麦の二毛作の水田農業経営を軸に、大豆、飼料作物など様々な作付け体系が拡大されております。これからもこの荒川の恵みを大切にしつつ次世代に伝えられるよう維持管理していく所存でございます。

農林水産省の平成30年度の農林水産予算の概要をみると、前年度と比べ農業農村整備事業が、104.1%と僅かに増加したものの、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況でございます。土地改良施設の老朽化、組合員の高齢化による離農や荒廃農地の増加など、多くの課題に直面しております。当改良区といたしましても、限られた予算の中でございますが、組合員皆様の意見が反映されるよう、適切な事業運営を確保しつつ、より一層の効率化を目指して努力してまいります。

結びになりますが、様々な課題がある中で、環境の変化にいち早く対応し、今後も役職員一丸となって地域農業の発展に貢献するとともに、大里用水土地改良区の益々の発展と組合員皆様方のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

役員選挙の結果について

任期満了に伴い、平成 30 年 2 月 9 日開催の第 12 回通常総代会において、執行された選挙の結果、無投票で次の方々が当選されました。

任期は平成 30 年 2 月 20 日から平成 34 年 2 月 19 日までの 4 年間です。

理事の職務は、定款の定めるところにより土地改良区を代表し業務を執行します。

監事の職務は、土地改良区の業務及び財産の状況を監査します。

なお、平成 30 年 2 月 15 日開催の役員互選会において、正副理事長・庶務・会計・工務各担当理事・総括監事が選任されました。

役 員 名 簿

(定数 7 人)

職 名	氏 名	被 選 挙 区	備 考
理 事 長	福 田 征 芳	第 5 被選挙区(御正堰)	
副 理 事 長	夏 目 亮 一	第 4 被選挙区(成田堰)	
庶務担当理事	中 田 安 雄	第 2 被選挙区(玉井堰)	
会計担当理事	富 田 彰 男	第 3 被選挙区(大麻生堰)	
工務担当理事	塩 原 武 夫	第 1 被選挙区(奈良堰)	
理 事	久 保 田 修 司	第 6 被選挙区(吉見堰)	
理 事	田 口 英 樹	第 7 被選挙区(荒川左岸)	

(定数 3 人)

職 名	氏 名	被 選 挙 区	備 考
総 括 監 事	小 沼 浩 之	第 1 被選挙区(奈良堰)	
監 事	関 口 幸 一	第 7 被選挙区(荒川左岸)	
監 事	大 崎 進	第 2 被選挙区(玉井堰)	

総代選挙の結果について

任期満了に伴い、平成 30 年 1 月 17 日執行された選挙の結果、無投票で次の方々が当選されました。任期は平成 30 年 1 月 25 日から平成 34 年 1 月 24 日までの 4 年間です

総代の職務は、組合員の皆さんの代表として総代会を組織し、予算の議決、予算の承認、定款の変更、規約の改正、役員を選任、土地改良事業計画の設定、変更及び廃止等の重要事項を議決します。

総 代 名 簿

(定数 60 人)

第1選挙区 定数 25 人	氏 名	第2選挙区 定数 17 人	氏 名	第3選挙区 定数 18 人	氏 名			
(奈良堰) 13 人	福 田 正 八	新	(大麻生堰) 5 人	馬 場 茂	新	(御正堰) 8 人	反 町 豊	新
	森 田 清 正	再		松 本 史	再		松 本 省 一	新
	三 浦 実	再		吉 田 石 夫	再		大 島 正 則	再
	杉 田 清 一	再		高 橋 榮 次	再		滝 田 正 巳	新
	小 林 七 郎	再		松 崎 伸 二	新		福 田 稔 晴	新
	氏 田 高 司	新	(成田堰) 2 人	棚 澤 健 次	再		橋 本 一 夫	新
	岡 本 剛	再		夏 目 信 治	再		水 野 明	再
	横 山 政 一	再	(荒川左岸) 10 人	新 井 清 澄	再		森 川 悦 夫	再
	重 田 健 次	再		久 保 勝	新	寺 山 義 秋	新	
	北 爪 勉	新		梁 瀬 馨	新	須 永 一 男	再	
小 久 保 徳 一	再	黒 澤 初 男		再	奥 野 進	新		
中 嶋 長 一	再	梁 瀬 重 雄		再	高 橋 勝 巳	新		
清 水 晴 男	再	細 谷 豊 伴		新	清 水 昇	新		
(玉井堰) 12 人	篠 塚 正 行	新		寺 本 清	新	(吉見堰) 10 人	大 島 一 郎	新
	浅 見 孝 良	再		矢 島 宏 信	再		大 久 保 博	再
	鯨 井 邦 夫	新		羽 鳥 賢 一	新		関 根 正 男	新
	井 出 孝 一	新		吉 田 治 朗	再		服 部 孝 夫	新
	新 島 高 雄	再			渡 邊 涉 昭		新	
	里 見 定 雄	新						
	寺 井 幸 男	新						
	鯨 井 章 男	新						
曾 根 悦 夫	再							
高 柳 欣 一	新							
金 井 靖 男	再							
江 守 敏 雄	新							

通 常 総 代 会 開 催

第 12 回通常総代会が、平成 30 年 2 月 9 日熊谷市江南総合文化会館（ピピア）において開催されました。来賓に埼玉県大里農林振興センター副所長細川学範氏を迎え、議長には梁瀬重雄氏を選出して 10 議案が上程され、いずれも原案どおり可決されました。提案した 10 議案は次のとおりです。

通 常 総 代 会 提 出 議 案

- 第 1 号 規約の一部改正について
- 第 2 号 諸規程の一部改正について
- 第 3 号 平成 2 8 年度事業報告、一般会計及び特別会計収支決算並びに財産目録について
- 第 4 号 平成 2 9 年度土地改良事業の実施について
- 第 5 号 平成 2 9 年度一般会計及び特別会計収支補正予算について
- 第 6 号 平成 3 0 年度経費の賦課及び徴収方法等について
- 第 7 号 平成 3 0 年度事業計画について
- 第 8 号 平成 3 0 年度一般会計及び特別会計収支予算について
- 第 9 号 平成 3 0 年度歳計現金・積立金の預入先について
- 第 10 号 役員選挙について

通 常 総 代 会 の 様 子



平成 2 8 年 度 財 務 状 況 の 公 表

● 平成 2 8 年 度 歳 入 歳 出 決 算

一 般 会 計

単位 (円)

歳 入		歳 出	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
1 組 合 費	76,426,235	1 事 務 費	57,204,271
2 使 用 料	37,862,370	2 維 持 管 理 費	39,199,257
3 補 助 金	21,276,000	3 事 業 費	95,006,722
4 負 担 金	6,229,500	4 選 挙 費	0
5 交 付 金	28,520,000	5 負 担 金	21,441,788
6 雑 収 入	2,032,826	6 補 助 金	14,464,977
7 繰 入 金	47,790,534	7 過 年 度 支 出	175,403
9 繰 越 金	31,621,505	8 諸 支 出 金	1,677,741
		9 繰 出 金	1,090,000
		10 委 託 費	2,484,000
		11 予 備 費	0
合 計	251,758,970	合 計	232,744,159

歳入歳出差引残金 19,014,811 円 翌年度へ繰越

特 別 会 計

単位 (円)

項 目	歳入決算額	歳出決算額	翌年度繰越額
農地転用決済金積立金	505,526,783	18,684,534	486,842,249
財政調整積立金	473,785,030	29,106,000	444,679,030
役員総代退任功労金積立金	4,919,200	0	4,919,200
職員退職手当積立金	29,630,461	0	29,630,461
合 計	1,013,861,474	47,790,534	966,070,940

● 財 産 の 状 況

単位 (円)

資 産	1,134,525,581	流 動 資 産 等
負 債	966,070,940	農地転用決済金積立金等

● 賦 課 金 の 納 入 状 況

単位 (円)

科 目	予 算 額	調 定 額	納 入 額	未 納 額
経常賦課金	77,408,000	77,633,456	76,426,235	1,207,221

平成 2 9 年 度 事 業 の 実 施 状 況

① 県費単独土地改良事業

単位 (円)

地 区 名	工 種	事 業 内 容	事 業 費
東 別 府	用 水 路	U型水路 H400×B400 L=354.9m	9,700,000
代	用 水 路	U型水路 H500×B500 L=272.0m 水中モーターポンプ φ150×15kw 1台	13,500,000
小 泉	樋 門	手動ラック式ゲート H500×W3020 1門	9,000,000

※ 県と市から補助金をうけて事業が行われます。

② 土地改良区単独事業

単位 (円)

地 区 名	工 種	事 業 内 容	事 業 費
上 奈 良	解 体	コンクリート二次製品 撤去・処分	3,790,800
代	管 水 路	管水路 VPφ150 L=29.2m	1,123,200

③ 土地改良施設維持管理適正化事業

単位 (円)

施 設 名	地 区 名	工 種	事 業 内 容	事 業 費
宮 島 揚 水 機 場	三 ヶ 尻	揚 水 機 場	横軸両吸込渦巻きポンプ・モーター整備補修 φ250×37kw 2台 補機類等の更新 1式	5,886,000
揚 水 機 場 (時 花)	下 奈 良	揚 水 機 場	水中モーターポンプ更新φ200×22Kw 1台 揚水管, 弁類及び制御盤の更新 1式	7,009,200
不 動 堂 揚 水 機 場	佐 谷 田	揚 水 機 場	水中モーターポンプ更新φ250×45kw 1台 揚水管, 弁類及び制御機器の更新 1式	7,938,000

※ 国と県から補助金をうけて事業が行われます。

平成 2 9 年度 県 費 単 独 土 地 改 良 事 業

東 別 府 地 区 改 修 前



改 修 後



平成 2 9 年度 土 地 改 良 施 設 維 持 管 理 適 正 化 事 業

下 奈 良 地 区 改 修 前



改 修 後



平成 3 0 年 度 歳 入 歳 出 予 算

一 般 会 計

単位 (円)

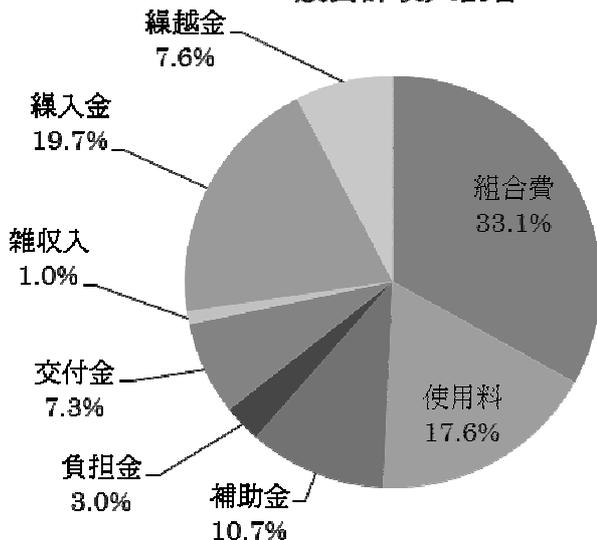
歳 入		歳 出	
科 目	予 算 額	科 目	予 算 額
1 組 合 費	77,262,000	1 事 務 費	61,580,000
2 使 用 料	41,000,000	2 維 持 管 理 費	50,000,000
3 補 助 金	24,867,000	3 事 業 費	64,513,000
4 負 担 金	6,890,000	4 選 挙 費	1,000
5 交 付 金	17,072,000	5 負 担 金	23,748,000
6 雑 収 入	2,279,000	6 補 助 金	15,000,000
7 繰 入 金	46,000,000	7 過 年 度 支 出	1,300,000
8 繰 越 金	17,726,000	8 諸 支 出 金	2,661,000
		9 繰 出 金	3,550,000
		10 委 託 費	2,950,000
		11 予 備 費	7,793,000
合 計	233,096,000	合 計	233,096,000

特 別 会 計

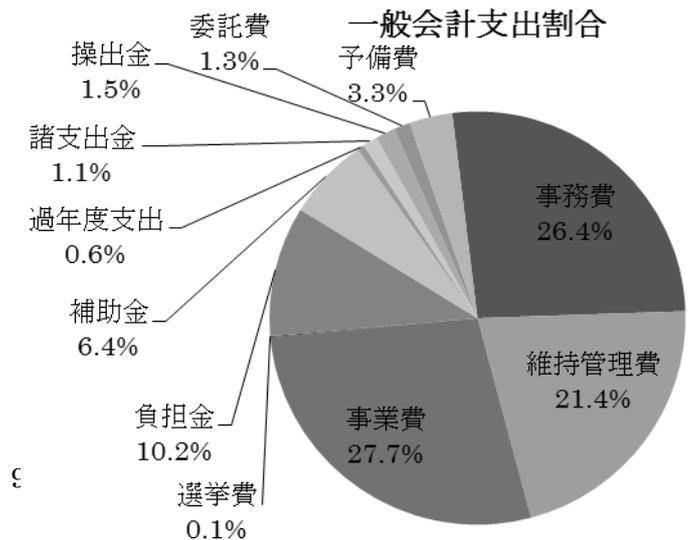
単位 (円)

項 目	予 算 額
農地転用決済金積立金	489,267,000
財政調整積立金	421,599,000
役員総代退任功労金積立金	2,880,000
職員退職手当積立金	35,710,000
合 計	949,456,000

一 般 会 計 収 入 割 合



一 般 会 計 支 出 割 合



平成 30 年度 事業の概要

平成 30 年度は、次の事業を実施する予定です。

① 県費単独土地改良事業

地 区 名	工 種	事 業 内 容	備 考
下 奈 良	揚 水 機 場	さく井工φ500×30m 水中モーターポンプφ200×18.5kw 1台	
原 島	用 水 路	U型水路 H600×B1300 L=200m	
上 奈 良	用 水 路	U型水路 H400×B400 L=200m	

※ 県と市から補助金をうけて事業が行われます。

② 土地改良区単独事業

地 区 名	工 種	事 業 内 容	備 考
鴻 巣 下 忍	揚 水 機 場	水中モーターポンプφ150×9kw 1台	

③ 土地改良施設維持管理適正化事業

施 設 名	地 区 名	工 種	事 業 内 容	備 考
揚水機場（諏訪木）	上 奈 良	揚水機場	水中モーターポンプ更新φ200×18.5kw 1台 揚水管、弁類及び制御盤の更新 1式	第39期生 平成27年度加入
御正新田南揚水機場	御正新田	揚水機場	水中モーターポンプ更新φ200×15kw 1台 揚水管補修及び制御盤の更新 1式	第42期生 平成30年度加入
吉岡第1揚水機場	万 吉	揚水機場	横軸両吸込渦巻ポンプ・モーター整備補修 φ200×18.5kw 2台 補機類等の更新 1式	第38期生 平成26年度加入
31号揚水機場	替 津 田	揚水機場	水中モーターポンプ更新φ150×15kw 1台 揚水管、弁類及び制御盤の更新 1式	第39期生 平成27年度加入

※ 国と県から補助金をうけて事業が行われます。

平成 3 0 年 度 賦 課 金 等

1 賦課金

地 区 名		107-ℓ 当たり単価 (円)	備 考
第 1 区	奈良堰	全 区 域	2,700
		畑地灌漑	1,000
	玉井堰	全 区 域	2,700
第 2 区	大麻生堰	全 区 域	2,700
	成田堰	全 区 域	2,700
	荒川左岸	用排水区域	3,590
		用排水区域(旧県営荒中事業受益外)	3,040
		用水区域	2,700
		畑排水区域	2,930
	畑排水区域(旧県営荒中事業受益外)	2,380	
第 3 区	御正堰	全 区 域	2,700
	吉見堰	全 区 域	2,700

2 農地転用決済金

農 地 転 用 の 理 由	単 価
専用住宅の建設・公共用地等の目的により田を転用する場合	1 m ² につき 125 円

3 用水路等管理施設使用料 (抜粋)

種 別	単 位	使用料 (税込)	備 考
汚水等の放流	家庭雑排水	1 世帯・一時金	64,800 円
	し尿浄化槽	合併	10,800 円
		単独	21,600 円
工作物設置	橋 梁	1 m ² ・一時金	10,800 円
諸 管 埋 設	外径 10 cm 以下	1 m・一時金	6,480 円

4 事務手数料

承認書・意見書・証明書等の手数料 1 件につき 2, 1 6 0 円 (税込)

お 知 ら せ

土地改良区功労者に表彰状を贈呈

平成 30 年 2 月 9 日開催の通常総代会において、土地改良区功労者に対し表彰状の贈呈式を行いました。土地改良区功労者表彰は、当土地改良区の役員総代表彰規程に基づき、長年にわたり改良区の運営などに尽力された方に贈られるもので、今回 9 名の方が受賞されました。

なお、今回受賞されたのは次の方々です。

土地改良区功労者表彰受賞者（順不同・敬称略）

役 職	氏 名
理 事 長	柴 田 忠 雄
副 理 事 長	福 島 延 雄
理 事	吉 田 重 夫
理 事	松 本 丈
理 事	北 榮 治
理 事	大 嶋 隆 幸
理 事	信 澤 精 一
総 代	島 田 勲
総 代	小 島 一 男



賦課金について

土地改良区賦課金は、毎年 4 月 1 日を基準に賦課されます。土地改良法に基づく当改良区の定款の定めるところにより、当改良区区域のかんがい施設等及び水路の維持管理費用に充てる目的として賦課しています。休耕、転作等を実施している土地についても、通常どおり賦課されます。

組合員資格の交替があったとき

土地の所有権や耕作権の移動があったときや、相続等によって組合員資格の交替があったときは、資格を喪失した方と取得した方とが連名で届出るよう土地改良法で定められています。届出には当改良区の組合員資格得喪通知書よくそうを使用してください。なお、この届出がない場合、組合費は移動前の土地所有者や耕作者に賦課されますので、注意して下さい。

※農業委員会等へ届け出をされても土地改良区へ届け出がない場合は変更できません。

口座振替をご利用下さい

賦課金の納入は便利な口座振替をご利用下さい。なお、詳細については下記のとおりとなっています。

(1) 取扱金融機関

くまがや農業協同組合・ふかや農業協同組合・ほくさい農業協同組合・さいたま農業協同組合

(2) 申し込み方法

貯金口座振替依頼書に必要事項を記入、押印（届出印）し、本人が金融機関で口座の確認（照合）の上、大里用水土地改良区まで提出してください。なお、預金口座振替依頼書は、大里用水土地改良区事務所にあります。

(3) その他

一度契約しますと自動更新となりますが、組合員や口座の変更が必要な場合は、再度申請が必要になりますのでよろしくお願いします。

ご 注 意 下 さ い ！

◆口座振替をご利用の方は、納入期限前に指定口座の残高を確認して下さい。

◆口座振替による賦課金の納入については、事務費節減のため領収書の発行はしていません。通帳記入をもって納入証明となりますので、引落日以降に必ず通帳記入をお願いします。ただし、領収書が必要な方は、ご連絡いただければ発行します。

◆用水路使用料については口座振替を行っておりません。送付された納入通知書により、指定金融機関の窓口にて納入下さるようお願いします。

農地を転用するとき

市街化区域以外の農地を転用する場合は、農地転用等の通知と地区除外申請をして下さい。内容を審査した上で、意見書を発行します。その際には、農地転用決済金を納入していただきます。

市街化区域の農地転用には、改良区が発行していた受理証明書の添付が不要となりましたが、農地転用決済金を納入していただくのは、従来どおりです。

公共事業（道路・河川等）の用地として転用される農地についても転用決済金の納付が義務づけられていますので、用地買収が行われる際は、事業主体（買収者）と十分な話し合いをしてから手続き下さいますようお願いいたします。

農地転用決済金は、過去の水路改修工事や補修等に要した費用及び土地改良施設の維持管理費用相当額で、転用した後に残された水田・組合員に対して、過重な負担がかからないように土地改良法第42条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められています。

各申請書は、当改良区事務所に用意してあります。また、ホームページよりダウンロードすることもできます。ご不明な点がございましたら大里用水土地改良区までご連絡下さい。

TEL : 048-521-0433 ホームページURL : <http://oosatoyousui.jp>

生活排水等を用水路に流すとき

用水路へ生活排水の放流等を行う場合は、当改良区に申請し、承認を受ける必要があります。用水路は農作物を育成するための施設ですが、下水道が未整備のため、止むを得ず承認をしているのが現状です。その際、使用料を納めていただき、用水路の清掃や改修費用の一部にあて、通水の安定と地域環境の向上に役立っています。

水路の草刈り状況



作業前



作業後

用水路使用料はこのように使っています！

水路の改修状況



改修前



改修後

取水量の増加と水路のゴミについて

農繁期を迎えますと取水量も増加します。特に幹線水路等ではかなりの水量が流れていますので、ゲート操作時などは充分に気をつけていただくとともに、子供達が水路の付近で遊んでいる場合には、水路に近づかないように一言声をかけていただき、事故の未然防止にご協力をお願いします。

また、水路に草刈りをした後の草やゴミなどは流さないで下さい。ゴミが下流のスクリーン等に引っ掛かることが原因で、通水に支障をきたし下流に水が行かない場合がありますし、大雨などで河川が増水した場合、それが堰となり水路が氾濫する恐れもあり非常に危険です。当改良区としても除塵機を設置し、役職員によりスクリーンや分水ゲート等のゴミの除去を行っていますが、ゴミの処分には多額の費用もかかりますので、皆さんにもご協力をお願いします。

除塵機の
ゴミの
状況

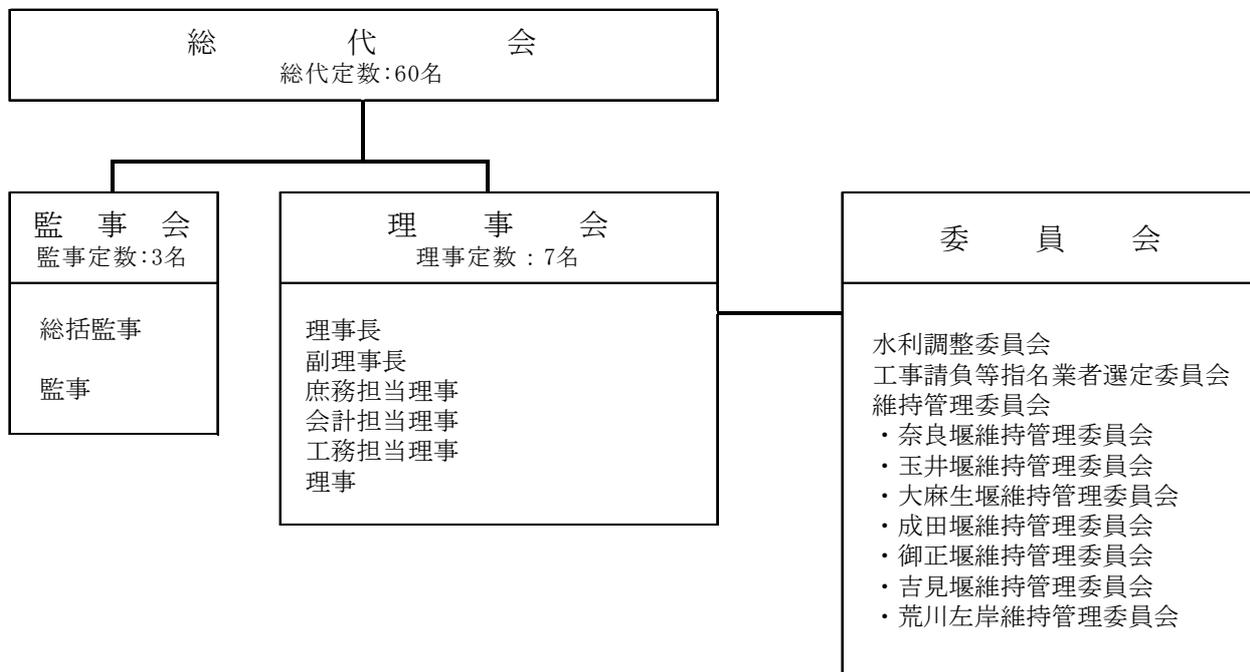


用水転落事故防止！

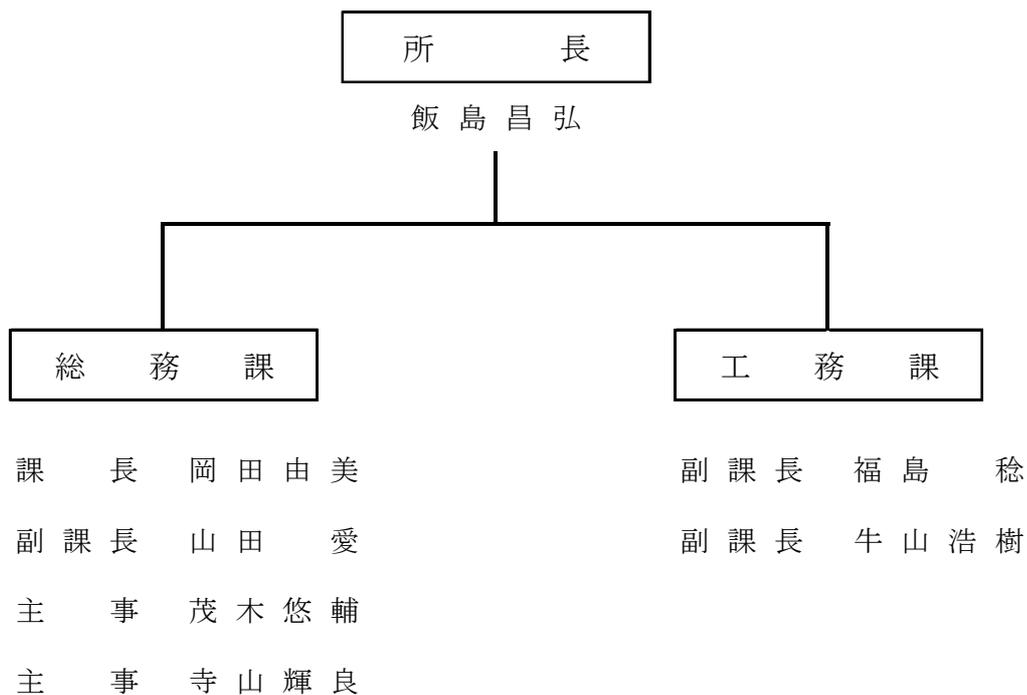
水量の多い時期ですので、水路の危険な所へ近づかないようにして下さい。
特に、子供やお年寄りを水の事故から守るため、皆さんで充分注意しましょう！



土地改良区組織



事務局



農業用水の取水について

組合員さんの皆さんが使用する農業用水は、荒川の水を六堰頭首工から取水し、各地区の水田に供給しています。取水量の管理については、河川法の許可に基づき毎年取水計画を立てて適正に管理していますが、六堰頭首工から取水できる量は期間によって決められていますので、水の有効利用にご協力をお願いします。

- ◆ 代掻きや田植えに伴う本格的な用水量の増加は、**毎年6月16日**からとなっていますのでご協力をお願いいたします。

◎ 取 水 量 表

期 間 区 分	5月11日から 6月15日まで	6月16日から 6月25日まで	6月26日から 9月25日まで	9月26日から 5月10日まで
最大取水量	4.591m ³ /s	16.875m ³ /s	13.297m ³ /s	1.552m ³ /s
年間総取水量	129,357千m ³			

- ※ 最大取水量は、その期間内に六堰頭首工から最大に取水できる量です。
年間総取水量は、六堰頭首工より1年間に取水できる総量です。
取水量については、山王用水土地改良区の取水量も含まれています。

